

佐渡市暮らし応援券 取扱登録店を募集します

佐渡市では、物価高騰による市民生活への影響を軽減することを目的に「佐渡市暮らし応援券」を発行し、対象世帯へ配布します。

当事業の趣旨にご賛同いただき、取扱店登録にご協力くださいますようお願いいたします。

応援券イメージ



【対象者及び発行規模】

対象者：佐渡市に住所のある世帯のうち「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」及び「冬季生活支援事業」の対象とならない世帯の世帯主

内容：1セットあたり500円×10枚 5,000円分の商品券
1世帯あたり1セット配布

発行規模：15,700セット(予定)

○ 応援券の有効期間：令和6年3月1日(金)～令和6年5月31日(金)

○ 応援券の換金期間：令和6年3月1日(金)～令和6年7月1日(月)

※ 応援券の換金は、指定の金融機関でできます。

【佐渡市応援券事業 ご利用上の注意】

- 応援券は、佐渡市へ事前に登録した応援券取扱登録店でご利用できます。
- 応援券の有効期限は、令和6年5月31日(金)までです。なお、期限を過ぎたものは無効となります。
- 応援券は、第三者への譲渡、売却、交換はできません。また、本券の盗難、紛失又は滅失に対し、発行者はその責任を負いません。
- 応援券で購入した商品等について返金はできません。また、本券の額面に満たない利用でも、釣銭はお支払いできません。
- 不正利用の疑いがある場合は、発行者はその内容を調査し、不正が認められたときには、その原因者に損害金の支払いを命じます。
- 応援券は、次のものにはご利用できません。
 - ・消費に当たらない取引
(出資、有価証券の購入、債務の支払い、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、現金との換金、金融商品の購入等)
 - ・換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものを購入する取引
(商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、ハガキ、印紙、切手、電子マネー、宝くじ、パチンコ等)
 - ・たばこの購入
 - ・その他、市が不適当と認めるもの

【お問い合わせ】

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 0259-63-3790